

「平準化等推進部会の設置及び運営要領」

（目 的）

第1条 令和元年6月に品確法※1)、建設業法、入契法※2) (担い手3法) が改正され、施工時期の平準化など発注者の責務等が明記されたことに伴い、岐阜県及び岐阜県内市町村が、これらの責務等を確実に実施し、働き方改革、生産性の推進・向上を図るために、必要となる具体的取組みを積極的に推進することを目的として、岐阜県公共事業執行共同化協議会(岐阜県部会)に平準化等推進部会(以下「部会」という。)を新たに設置する。

（組織・運営）

第2条 部会は県内市町村及び岐阜県をもって構成され、部会には次の役員及び会員を別表に示す圏域毎に置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会員

- 2 代表は、岐阜県技術検査課長とする。
- 3 副代表は、岐阜県技術検査課の建設技術企画監及び各圏域土木事務所の副所長(技術)とする。
- 4 会員は、各圏域内市町村の財政、経理及び工務部局の管理職から1名ずつとする。
- 5 この部会には、オブザーバーとして中部地方整備局技術管理課を置く。
- 6 部会は、代表が必要と認めるときに召集し、圏域毎に開催する。
- 7 部会は、文書の合議によって部会の開催に代えることができる。

（役 員）

第3条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、部会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときは職務を代行する。

（協議事項）

第4条 部会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 働き方改革、生産性の推進・向上を図るための、発注者の責務に関すること。
- (2) その他部会の目的達成に必要な事項に関すること。

（事務局）

第6条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、岐阜県県土整備部技術検査課に置く。

(その他)

第7条 この設置及び運営要領に定めるものの他、部会の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

(附 則)

この要領は、令和元年8月19日から施行する。

(別表) 圏域別の土木事務所及び市町村一覧表

区 分	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域
土木事務所	岐阜土木	大垣土木 揖斐土木	美濃土木 郡上土木 可茂土木	多治見土木 恵那土木	下呂土木 高山土木 古川土木
市町村	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 笠松町 岐南町 北方町	大垣市 海津市 養老町 垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 安八町 揖斐川町 大野町 池田町	関市 美濃市 美濃加茂市 可児市 郡上市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市	高山市 飛騨市 下呂市 白川村

※1) : 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

※2) : 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律